

## 山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

## ■改正理由

平成30年4月からの国保制度改革（県広域化）に伴い、本市の国民健康保険事業における財源不足の蓋然性が減少することに伴い、今後は健全な国保財政の運営を前提に、基金をより柔軟に活用できるよう処分規定を改正する。

山陽小野田市国民健康保険基金条例新旧対照表

改正後	改正前
(処分) 第7条 市長は、 <u>国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる</u> 場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。	(処分) 第7条 市長は、 <u>国民健康保険事業に要する財源が不足する</u> 場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。